

入札のお知らせ

次のとおり入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和 8 年 1 月 16 日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に付する事項

(1) 番号および件名	環境委託第08011号 微小粒子状物質成分分析業務委託
(2) 設計図書等	別紙のとおり
(3) 履行場所	茨島自動車排出ガス測定局（秋田市茨島一丁目 4 番71号 茨島体育館地内）
(4) 履行期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
(5) 入札参加要件	① 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条に定める計量証明事業（事業の区分：濃度）の登録を受けている者であること。 ② 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有している者であること。 ③ 市税の滞納がないこと。 ④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。 ⑤ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でない者であること。 ⑥ 秋田市暴力団排除条例（平成 24 年秋田市条例第 10 号）第 2 条に規定する暴力団および暴力団員に該当しない者であることならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。
(6) 入札参加申込み	
受付期間	令和 8 年 1 月 16 日（金）から令和 8 年 1 月 22 日（木）まで（ただし、土曜日および日曜日を除く。）
受付時間	午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで
受付場所	秋田市役所本庁舎 3 階 環境総務課

(7) 指名通知等	令和 8 年 1 月 27 日（火）（予定）
(8) 入 札	
日 時	令和 8 年 2 月 5 日（木）午後 2 時 50 分
場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所本庁舎内 （※本庁舎内の具体的な場所については、指名通知と併せて通知します。）
入札保証金	秋田市財務規則（平成 9 年秋田市規則第 37 号。以下「規則」という。）第 109 条により入札保証金が必要となります。 金額や納付方法については、規則および別紙「入札保証金の取扱いに係る説明書」を参照してください。
(9) 契約日	令和 8 年 2 月 12 日（木）（予定）

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加要件の審査を受けてください。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

(イ) 入札保証金免除申請書（入札保証金関係様式 1）

入札保証金の取扱いに係る説明書の 1 (2) に該当し、免除を希望する場合のみ、次の必要書類を添えて提出してください。

a 1 (2) アに該当する場合

当該入札保証保険契約に係る保険証券の写し

b 1 (2) イに該当する場合

入札保証金免除申請書に記載した契約件名の契約書の写しおよび仕様書の写し（仕様書がない場合は業務の概要がわかるものの写し）

(ウ) 納税証明書（写し可）

a 秋田市に納めた法人市民税

b 秋田市に納めた固定資産税

※法人市民税は、直近の営業年度のもの

※固定資産税は、直近のもの

※納税証明書に代えて、各納付書の写しでも可

※固定資産税で課税物件がない場合は、「資産なし証明」を提出

イ アの(ア)および(イ)の様式は、秋田市ホームページ「その他入札・契約」

の当該入札情報に掲載している最新の様式を使用してください。

ウ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

(2) 指名について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者にFAXで指名通知をします。入札保証金の有無（免除申請の結果）についても、指名通知に記載します。

イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合は、FAXで選定結果を通知します。

(3) 入札について

ア 応札の際は、秋田市財務規則および入札心得を遵守してください。また、個人情報取扱特記事項の内容を確認し、了承のうえ、入札に参加してください。

※ 入札書および委任状等は、秋田市ホームページ「その他入札・契約」の当該入札情報に掲載している最新の様式を使用してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とします。

エ 代表者の方が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出してください。

(4) 最低制限価格の設定について

ア 最低制限価格は、予定価格の10分の6以上の範囲内で設定します。その金額は、公表しません。

イ 最低制限価格を下回った入札者は、落札者となりません。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出および入札に関する問合せ先

秋田市環境部環境総務課 総務担当 電話 018-888-5702

(4) 業務内容等に関する問合せ先

秋田市環境部環境保全課 調査指導担当 電話 018-888-5711